

# 浜町ギャラリー利用の手引き

宮津市では、市民の皆さんの芸術・文化及びまちづくり活動の発表の場として利用いただくため、浜町ギャラリーを設けています。

ギャラリー利用にあたっての案内及び注意事項は次のとおりです。

## 1 使用時間・使用料等

- ・使用時間は、午前10時から午後8時までです（設営・撤収も含む）。
- ・休館日は年末年始です（12月29日～1月3日）。
- ・使用料は下表「料金等について」のとおりです。設営・撤収のみで利用される場合も使用料は必要で、冷暖房料は不要です。

※「営利目的」とは、金額の多少に関わらず、入場料等を徴する場合、物販行為を行なう場合を言います。

料金等について（令和8年4月1日改定）

料 金（消費税込）		単位：1日
区 分	通常利用	営利利用
市内（*1）	1,320円	6,600円
市外	2,640円	

市内料金適用の判定について（*1）		
区 分	範 囲	判 定 方 法
個 人	本市に住所を有する場合：市内料金 本市に住所を有しない場合：市外料金	宮津市に住所を有することを確認 *身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）を申請時に提示。 *コピー可
事業所を有する 団体等 （法人、事業者含む）	本市に事業所を有する場合：市内料金 本市に事業所を有しない場合：市外料金	宮津市内に事業所を有することが確認できない場合は、確認できる書類等の提示を求めます
事業所を有しない 団体等 （サークル等）	代表者が本市に住所を有する場合 →市内料金 代表者が本市に住所を有しない場合 →市外料金	代表者が宮津市に住所を有することを確認 *身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）を申請時に提示 *コピー可

- ・使用料を所定の金融機関（納入通知書同封書類に記載）にてすみやかにお納めください。

## 2 展示品等の搬入・搬出について

- ・展示品の搬入・搬出は、使用時間内に行なってください。
- ・当日の使用時間に変更がある場合は、ミップル3階の図書館（休館日の場合は4階社会教育課）にお声かけください。
- ・搬入、搬出は、ミップル西側のバックヤードのエレベーターを使用してください。その際は、ミップル入館時に1階西側搬入口にある守衛室で係員の指示により入店簿に必要事項を記入後、係員からIDカードを受け取り、セキュリティゲートから認証通過してください。退館時には、IDカードを守衛室の係員に返却してください。

## 3 展示設営及び展示品等の管理について

- ・作品の展示設営等にあたっては、浜町ギャラリー備品の展示台や吊り下げフック等をご使用ください。浜町ギャラリー内すべてに釘打ち、押しピン、粘着テープ等の使用で、痕が残る物品での展示はしないでください。
- ・浜町ギャラリー備え付けの設備、器具、備品等は大切に取り扱いってください。
- ・展示品ほか利用者の持込品の管理は、会場に人を常駐するなど利用者の責任において行ってください。（展示品等が毀損・紛失等しても、宮津市は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。）

## 4 利用にあたり守っていただく事項

- ・浜町ギャラリーの利用者（使用者を含む）は、浜町ギャラリー及びミップルの規律を守り、使用許可書記載の注意事項、宮津市福祉・教育総合プラザ条例、規則その他市長の指示に従ってください。
- ・入場者方への各種注意喚起もお願いします。
- ・使用された最終日には「浜町ギャラリー利用報告書」を作成の上、図書館もしくは社会教育課までご提出ください。

〈条例事項等抜粋〉

- ・許可された使用時間内に準備及び片付けを終了し、ミップルから入出館することを厳守してください。
- ・館内での台車移動時等には他の来館者の支障にならないよう留意してください。
- ・浜町ギャラリー内は飲食禁止です。また、ミップル内でも飲食可能の場所以外での飲食はしないでください。
- ・ミップル敷地内は全館禁煙です。（お近くの喫煙場所：観光案内所（道の駅海の京都宮津））
- ・ミップル内のトイレ・公衆電話・非常口等各施設を汚損しないようにしてください。
- ・ミップル内に発火物、危険物等は持ち込まないでください。
- ・通路に物品等を置かないようにしてください。
- ・使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権限を譲渡し、もしくは転貸しないでください。
- ・福祉・教育総合プラザ内の各施設への開設時間外の立ち入り、並びに、ミップル内各店舗等への営業時間外の立ち入りはしないでください。

## 5 その他

- ・使用者が駐車場を使用されるときは、浜町立体駐車場をご利用ください。
- ・使用者は、浜町ギャラリーの施設又は設備等を損傷し、又は滅失させたときは、市長が定める額を賠償してください。
- ・使用者は、災害その他非常時には、宮津市職員の指示に従ってください。  
なお、非常時に備えて、非常口の位置、誘導方法、消火器の取扱い方法等について、事前にご確認ください。

### 【問合せ先】

○浜町ギャラリー受付担当 宮津市教育委員会社会教育課(ミップル4F)

TEL0772-45-1642 FAX 0772-22-8438

※事前のお問合せは必ず平日（月～金、祝日を除く）にお願いします。

## おしらせ

〈宮津市からのお知らせ〉

令和8年5月1日から市役所窓口の開庁時間を  
9:00～16:30に短縮します。

開庁時間外は窓口手続きができませんのでご注意ください。  
詳しくは宮津市HPをご確認ください。  
皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

